自行车租用申请书 (EPIC 短期租借) 自転車貸出申込書 (EPIC 短期レンタル用)

请在申请之前仔细阅读并同意背面所记载的各项内容。

(申請にあたっては、あらかじめ裏面の記載事項をよく読んだうえで行ってください。)

希望租借时间(2周之内) (貸出希望期間)// ~/ ~/
国籍 (国籍)
在爱媛县的住所地址 (愛媛県での住所)
在爱媛县的电话号码 (愛媛県での電話)
邮箱 (メールアドレス) @
学校 / 工作单位 (学校名、職場名)
在日资格(签证类型) (日本での滞在資格)
身份证明 (身分を証明するもの) * 需要附身份证明的复印件 (I Dの写しを添付のこと) <u>ロ 在留卡</u> (在留カード) <u>ロ 学生证</u> (学生証) ロ 护照 (パスポート) ロ 驾驶证 (運転免許証)
く 自行车头 盔 (自転車用ヘルメット) > ※ 需另行支付押金 (追加デポジットが必要) ・请在骑行时佩戴自行车专用头盔。(在日本法律中佩戴头盔是应尽义务。) (自転車に乗る時はヘルメットを着用しま
しょう。(日本の法律でヘルメット着用が努力義務となっています。)) ・ <mark>鉴于头盔的尺寸只有一种,如果尺寸不适合您的话,将无法租借。</mark> (サイズは1サイズのみです。頭のサイズに合わな い場合、貸出はできません。)
・使用时请阅读说明书并正确使用。(使用は、説明書をよく読み、正しく行ってください。) ・请合理使用头盔,不要故意地进行撞击或损坏。(故意に衝撃を与えないよう大切に取り扱ってください。)
・ <u>不使用时请注意保管,防止被盗。</u> (自転車を離れる際は十分注意してください。放置したヘルメットは盗難の対象となる可能性 、 があります。)
我已阅读并完全同意上述内容及背面相关内容,并在此基础上办理租借手续。 (上記及び裏面の記載を読み、すべて同意したうえで次のとおり申込みます。)
□ 仅自行车 (自転車のみ) 保证金 1,000 日元(デポジット 1000円) □ 自行车及头盔 (自転車及びヘルメット) 保证金 3,000 日元(デポジット 3000円)
申请日期 (申請年月日) / / 签字 (署名)
※以下内容仅由 E P I C 填写

	Nō	<貸 出 時>		<延長の場合> ※1 回のみ		<返 却	時>
		EPIC 対応者		EPIC 対応者		EPIC 対応者	
		貸出期間 (最長2週間)	R ~R	延長期間 (最長2週間)	R ~R	返却日 (自転車・ヘルメット)	R
	自転車 ()	貸出時点検 (本人立会)	□異常なし □異常あり ()	延長時№変更し た場合	自転車№ ()	返却時点検 (自転車・ヘルメット)	□異常なし □異常あり ()
	ላ ሁ ታያት ()	デ [*] ポッデット受領 A 自転車のみ 1000円 B ヘルメット込 3000円	R ()円			異常なしの場合 デポジット返還	R ()円

反面 (裏面)

请在阅读并同意下列内容的基础上办理租借手续

(下記事項を必ずよく読み理解したうえで、申込を行ってください。)

- 1 在自行车借出期间,租借者必须承担维护自行车(以及头盔)的保管、维护责任,使之保持完好。
 - (貸出期間中、申込者は、自転車(及びヘルメット)の管理責任を負います。良好な状態を維持するよう努めること。)
- 2 租借者必须遵守日本的道路交通法规,骑行过程中需注意礼让。
 - (道路交通法等交通ルールに従い、マナーを守って利用すること。)
- 3 停放自行车后,请务必上锁。另外,请勿在禁止停放区,以及会对行人、其它自行车造成通行影响的地方 停放。
 - (駐輪の際には、必ず施錠すること。また、放置禁止区域内及び歩行者や自転車の交通障害となるような場所に駐輪しないこと。)
- 4 请将自行车(及头盔)于租借截止日前返还。
 - (貸与期間が満了した場合は、直ちに自転車(及びヘルメット)を返却しなければなりません。)
- 5 租借自行车(及头盔)时,需要预付保证金。如在租借截止日前发生遗失或损坏等情形导致无法返还,将

不退还保证金。此外,因修理产生的其他费用,将由使用人自行承担。

(申込者は、自転車(及びヘルメット)を借りるにあたり、保証金をEPICに預けます。もしも、返却期日までに、紛失(盗難含む)・破損等により借りた状態で自転車(及びヘルメット)を返却できない場合は、その保証金をEPICに提供します。さらに、原状回復のための追加費用が発生する場合は、別途実費相当分を支払うことに同意します。)

- 6 在使用自行车时如发现有故障,请自付费用修理之后再返还。若自行车出现故障,请立即停止骑行。
 - (自転車利用中に自転車に故障等の不具合を生じさせた場合は、申込者が、自己負担により修理して返却します。故障したまま運転を継続しないこと。)
- 7 若在自行车租借期间出现被盗、遗失等情况,租借者必须立即报警,并主动联系国际交流中心。
 - (自転車貸出期間中に盗難、紛失にあった場合には、申込者は、直ちに警察署に届出るとともに、国際交流センターに連絡します。)
- 8 若擅自将租借的自行车停放在禁止停放区,造成该自行车被移走,或被管辖人员保管的情况,则送回自行 车的费用将由租借者本人承担。
 - (自転車放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還に要する費用は、申込者が負担します。)
- 9 若在自行车租借期间发生事故,则租借者必须立即联系国际交流中心。若有需要,则可以用报警等法律手段解决。关于事故责任,由租借者本人承担,国际交流中心不承担任何责任。
 - (自転車貸出期間中に事故にあった場合には、申込者は、直ちに国際交流センターに連絡するとともに、必要な場合は、警察に連絡する等法令で定められた処置をとります。事故等については申込者自らの責任とし、国際交流センターは一切の責任を負いません。)
- 10 在使用自行车时,如给他人的财产造成损害,或者造成他人受伤时,请自负责任进行赔偿。同时,因事故造成自身受伤,请自负责任。
 - (自転車利用中に他人の財産に損害を与えたとき、または身体に障害を与えたときは、申込者が、自己の責任において賠償します。また、 事故の身体の障害については申込者の自己の責任とします。)
- 11 **禁止行为**(禁止行為)
 - (1) 禁止酒后骑行:妨碍他人正常行走,以及违反交通规则。
 - (飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為)
 - (2) 禁止骑往危险处,以及禁止自行车通行处。
 - (危険個所、不適切な場所での利用)
 - (3) 禁止停放在禁止停放区,以及会对行人、其它自行车造成通行影响的地方。
 - (自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の交通障害となるような場所での駐輪)
 - (4) 禁止擅自改造租借的自行车及其附属品。
 - (自転車及び附属品の改造など現状変更)
 - (5) 若遇到爆胎等自行车损坏情况,禁止继续骑行该自行车。
 - (パンクなど自転車の異常を認めた場合、運転を継続する行為)
 - (6) 禁止将自行车(包括头盔)转借给租借者以外的第三方使用。
 - (自転車(及びヘルメット)を申込者以外の第三者に使用させる行為)